

新旧対照表

○宅地建物取引業法施行細則（案）

新	旧
宅地建物取引業法施行細則 第1章 免許 （免許申請書の添付書類） 第1条 （略） 2 （略） 3 省令第1条の2第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。 （1） 省令第1条の2第1項第1号に規定する<u>法第3条第1項の免許を受けようとする者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する登記事項証明書又は宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書</u> <u>（削除）</u> <u>（2） 事務所の平面図</u> <u>（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類</u> 第2条～第5条 （略） （廃業等届出書の添付書類） 第6条 <u>省令第5条の4</u>に規定する廃業等届出書（知事に廃業等の届出をする場合の廃業等届出書に限る。）には、次の書面を添付しなければならない。 （1） 略 （2） 法第11条第1項第1号に係る場合は、<u>当該事由を証する書面</u> 第2章 宅地建物取引業者名簿等の閲覧等 第7条～第16条 （略） （死亡等届出書の添付書類） 第17条 省令第14条の7の2第1項に規定する死亡等届出書には、法第21条第1号の場合にあつては、<u>当該届出書に係る事由を証する書面</u>を添付しなければ	宅地建物取引業法施行細則 第1章 免許 （免許申請書の添付書類） 第1条 （略） 2 （略） 3 省令第1条の2第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。 （1） 省令第1条の2第1項第1号に規定する<u>免許申請者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを証する登記事項証明書又は宅地建物取引業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書</u> （2） 法人が休業していたことを証する書面（省令第1条の2第1項第6号に規定する直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書が提出できない場合に限る。） <u>（3） 事務所の平面図</u> <u>（4） 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類</u> 第2条～第5条 （略） （廃業等届出書の添付書類） 第6条 <u>省令第5条の5</u>に規定する廃業等届出書（知事に廃業等の届出をする場合の廃業等届出書に限る。）には、次の書面を添付しなければならない。 （1） 略 （2） 法第11条第1項第1号に係る場合は、<u>除かれた戸籍の謄本</u> 第2章 宅地建物取引業者名簿等の閲覧等 第7条～第16条 （略） （死亡等届出書の添付書類） 第17条 省令第14条の7の2第1項に規定する死亡等届出書には、法第21条第1号の場合にあつては、<u>除かれた戸籍の謄本</u>を添付しなければならない。

新	旧
ばならない。 第18条 （略） （登録申請書等の経由） 第19条 次に掲げる書類は、知事が当該書類の受付の事務を委託した者を經由して提出しなければならない。 （１） 法第19条第１項に規定する登録申請書 （２） 省令第14条の５第１項に規定する登録移転申請書 （３） 省令第14条の７第１項に規定する変更登録申請書 （４） 省令第14条の10第１項に規定する宅地建物取引士証交付申請書 （５） 省令第14条の13第２項に規定する宅地建物取引士証書換え交付申請書 （６） 省令第14条の15第２項に規定する宅地建物取引士証再交付申請書 2 （略） 第19条の２～第27条 （略）	第18条 （略） （登録申請書等の経由） 第19条 次に掲げる書類は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合を除き、知事が当該書類の受付の事務を委託した者を經由して提出しなければならない。 （１） 法第19条第１項に規定する登録申請書 （２） 省令第14条の５第１項に規定する登録移転申請書 （３） 省令第14条の７第１項に規定する変更登録申請書 （４） 省令第14条の10第１項に規定する宅地建物取引士証交付申請書 （５） 省令第14条の13第２項に規定する宅地建物取引士証書換え交付申請書 （６） 省令第14条の15第２項に規定する宅地建物取引士証再交付申請書 2 （略） 第19条の２～第27条 （略）